

▼スクールロイヤーとは？

最近、学校現場でも「スクールロイヤー」と呼ばれる弁護士を聞いたことがある先生が増えているかと思えます。スクールロイヤーは直訳すれば「学校の弁護士」ですが、実際は学校のためというよりも、「学校に通う子どもと、子どもの教育を担う教師のために学校に助言する弁護士」というのが実態かもしれません。実は、スクールカウンセラーや部活動指導員等と異なり、スクールロイヤーには法律上明確な定義がないのです。弁護士の団体である日本弁護士連合会（日弁連）は、2018年に発表した「スクールロイヤーの整備を求める意見書」で、スクールロイヤーは「子どもの最善の利益」を実現するために、紛争の初期段階から学校に助言する弁護士であると定義しています。

文部科学省の調査によると、スクールロイヤーの相談案件で最も多いのは「保護者対応」に関する相談で、次いで「いじめ」に関する相談です（表参照）。最近では学校の先生が保護者からの理不尽なクレームに悩まされたり、いじめ防止対策推進法が制定されたこ

社会と教育の 架け橋 法と教育

「子どもの最善の利益」の 実現を目指して ～スクールロイヤーの 役割と学校～

弁護士
兵庫教育大学 教授
じんない あきら
神内 聡



東京大学法学部卒業、同大学院教育学研究科・筑波大学大学院ビジネス科学研究科修了。専修教員免許を取得し、日本で初めての弁護士資格を持つ社会科教師として中高一貫校に勤務。弁護士としても各地でスクールロイヤーを担当。著書に『学校弁護士 スクールロイヤーが見た教育現場』（角川新書）など。

とによっていじめ対応で法律の知識が必要になったりすることが少なくありません。こうした学校現場でのトラブルに対して、法律的な視点から助言するのがスクールロイヤーの主な役割といえます。

▼スクールロイヤーのタイプ

一口にスクールロイヤーといっても、実はさまざまなタイプがあります。最も多いのは「顧問型」と呼ばれるスクールロイヤーです。これは学校を管理している教育委員会や学校法人の顧問弁護士の立場で、学校からの相談を受けるスクールロイヤーです。相談方法もさまざまで、ほとんどの顧問型スクールロイヤーは教育委員会から相談の電話やメールをもらって自分の法律事務所でも執務しながら電話やメールで回答したり、教育委員会の担当者や学校の管理職が法律事務所に向いて直接スクールロイヤーに相談する、といった形態ですが、中には学校を訪問して直接管理職から相談を受けているスクールロイヤーもいます。

また、一部の教育委員会は弁護士資格を持った職員を任用しており、「職員型」のスクールロイヤーと呼ばれます。勤務形態もさ

まざままで、常勤の教育委員会職員として毎日勤務するスクールロイヤーもいれば、非常勤で勤務しているスクールロイヤーもいます。スクールロイヤーといっても「顧問型」のスクールロイヤーは基本的にはスクールロイヤー以外の弁護士業務の方が中心で、学校の法律相談を専門的に取り扱っているわけではありませんが、常勤の教育委員会職員のスクールロイヤーは日常的に学校の法律相談に特化して仕事をしていることから、純粹な意味での「スクールロイヤー」といえます。

それ以外にも、「顧問型」のスクールロイヤーながら執務する場所には教育委員会であったり、教育委員会の構成員である教育委員として法律相談を受けたりするスクールロイヤーもいます。

筆者は私立中高一貫校の兼務嘱託教諭（非常勤）として勤務しながら、スクールロイヤーとしても学校で執務しています。つまり、教師として授業や部活動等を担当しながら、教師以外の勤務時間はスクールロイヤーとして学校の相談を受けています。一般的なスクールロイヤーの相談者は教育委員会の担当者（多くは指導主事）

表 スクールロイヤー配置済の自治体についてスクールロイヤーへの法務相談
案件の内容〔令和5年度間〕（1自治体あたり5つまで複数回答）

相談内容	都道府県 (%)	市町村等 (%)
保護者等からの苦情や要求に係る対応（例：過剰な苦情、脅迫を伴う要求、書面での回答要求）	95.1	89.0
いじめに係る対応	87.8	77.1
不登校児童生徒に係る対応	19.5	22.5
障害のある児童生徒に係る対応	9.8	7.6
外国人児童生徒に係る対応	0.0	1.7
学校事故に係る対応	48.8	41.9
児童虐待に係る対応	0.0	10.6
触法・非行・暴力等の問題行動に係る対応	48.8	26.3
教職員の不祥事に係る対応	58.5	28.0
学校事務に係る対応（例：外部業者との契約、給食費の回収）	26.8	13.1
著作権関係	4.9	7.2
個人情報保護関係	17.1	23.7
その他	29.3	10.6

「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和5年度間）」（文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/content/20250314-mxt_syoto01-000011909_01.pdf）より作成

や校長先生ですが、学校で執務するスクールロイヤーの場合は相談者がもっと多様です。校長先生だけでなく、生徒指導主任の先生、担任の先生、部活動顧問の先生、養護教諭、スクールカウンセラー等、さまざまな教職員から相談があります。また、生徒からの相談もあり、例えば校則の見直しに関する相談や、授業で作る資料に関する著作権や個人情報の相談等があります。

実は、スクールロイヤーといっ

▼スクールロイヤーの相談内容

でも筆者のように教師の経験がある弁護士はほとんどおらず、教員免許を持っている人もほとんどいません。つまり、学校や教育のことをよく知らないままスクールロイヤーを担当している弁護士が大半といってもよいのです。そのため、今後はスクールロイヤーに必要な能力を持った弁護士の人材養成が急務であるといえます。

学校現場でのスクールロイヤー

への相談内容としては、例えば次のようなものがあります。

【ケース1】 ある

小学校の児童Aの保護者から、「子どもが担任教師からひどいことを言われ、学校に行きたくないと言っている。許せないの

で担任を変えてほしい」という要求があった。担任を変えなければなら

ないか。

【ケース2】 ある

中学校の生徒Bが「CとDから悪口を言われている」と担任に報告があった。CとDに事情を聞いたところ、「Bの方が先に悪口を言ってきたから言い返したただけである」と回答した。学校はどのように対応すればよいのか。

【ケース3】 ある小学校で休み時間中に児童Eと児童Fがふざけていて、Eの投げた鉛筆がFの目に当たり、大けがを負ってしまった。Fの保護者から「担任が休み時間にいなかったから事故に遭った。事故の内容を調査して、謝罪の文書で回答してほしい」と要求があった。学校は文書で回答しなければならぬのか。

【ケース4】 ある小学校の児童Gの両親は不仲で、母親はGを連れて家を出て母親の実家で暮らしている。離婚はまだ成立していない。父親から「Gの様子を見たいので運動会にきたい」と連絡があった。学校は父親が来校することを認めなければならないか。

▼学校管理職と スクールロイヤーの関係

スクールロイヤーの立場からすると、学校管理職に必要なスキルは「適切なタイミングでスクール

ロイヤーに相談する」判断力です。初期段階からスクールロイヤーに相談してくれば、トラブルが長期化したり、深刻化することを防ぐことができる可能性が高くなります。前述の【ケース1】から【ケース4】は、どれも法律問題がすでに発生しています。したがって、このような連絡や報告が学校に届いた段階でスクールロイヤーに相談することが望ましいケースです。

一方で、【ケース1】から【ケース4】はどれも法律だけでは子どもにとって最善の結論を導くことはできません。したがって、法律だけでなく、教育の視点からの対応策を講じることが必要になります。つまり、スクールロイヤーは法的な助言をするだけでなく、学校管理職と一緒に教育的にも妥当な解決策を考える必要があるのです。

スクールロイヤーの役割は、学校側の代理人として法的な解決のみを目指すのではなく、教育と法律の考え方の違いを理解した上で、教師とともに子どもにとって望ましい対応策を考えることにあるといえるでしょう。